

○ 日本税理士会連合会会則

		(昭和 32 年 1 月 24 日制定)
		(昭和 32 年 2 月 16 日認可)
変更	昭和 33 年 7 月 23 日	(昭和 33 年 8 月 2 日認可)
	昭和 34 年 7 月 21 日	(昭和 34 年 8 月 31 日認可)
	昭和 36 年 11 月 6 日	(昭和 36 年 12 月 10 日認可)
	昭和 37 年 4 月 27 日	
	昭和 37 年 7 月 24 日	
	昭和 37 年 11 月 15 日	
	昭和 38 年 7 月 19 日	(昭和 39 年 6 月 18 日認可)
	昭和 40 年 7 月 16 日	
	昭和 41 年 12 月 2 日	(昭和 41 年 12 月 22 日認可)
	昭和 42 年 7 月 20 日	(昭和 42 年 7 月 29 日認可)
	昭和 43 年 2 月 9 日	
	昭和 44 年 7 月 25 日	
	昭和 44 年 9 月 12 日	
	昭和 45 年 7 月 21 日	
	昭和 46 年 1 月 8 日	(昭和 46 年 9 月 9 日認可)
	昭和 47 年 4 月 25 日	(昭和 47 年 5 月 15 日認可)
	昭和 47 年 7 月 26 日	
	昭和 48 年 7 月 27 日	
	昭和 50 年 4 月 22 日	
	昭和 50 年 7 月 25 日	(昭和 50 年 9 月 1 日認可)
	昭和 53 年 10 月 26 日	
	昭和 54 年 7 月 27 日	
全改 変更	昭和 55 年 10 月 2 日	(昭和 56 年 2 月 2 日認可)
	昭和 56 年 7 月 24 日	
	昭和 57 年 7 月 23 日	(昭和 57 年 8 月 23 日認可)
	昭和 57 年 11 月 18 日	
	昭和 59 年 1 月 10 日	(昭和 59 年 4 月 17 日認可)
	昭和 59 年 4 月 5 日	
	昭和 60 年 2 月 21 日	
	平成元年 3 月 23 日	
	平成 2 年 1 月 23 日	
	平成 2 年 4 月 20 日	
	平成 4 年 4 月 21 日	
	平成 4 年 7 月 24 日	(平成 4 年 9 月 10 日認可)
	平成 5 年 4 月 21 日	
	平成 7 年 7 月 26 日	(平成 7 年 9 月 8 日認可)
	平成 8 年 7 月 23 日	(平成 8 年 9 月 12 日認可)

平成 11 年 1 月 26 日	(平成 11 年 3 月 15 日認可)
平成 12 年 3 月 23 日	(平成 12 年 3 月 24 日認可)
平成 12 年 7 月 25 日	
平成 13 年 2 月 22 日	
平成 13 年 7 月 26 日	
平成 13 年 10 月 18 日	(平成 14 年 4 月 1 日認可)
平成 14 年 7 月 25 日	(平成 14 年 11 月 14 日認可)
平成 15 年 7 月 24 日	
平成 17 年 4 月 21 日	(平成 17 年 6 月 8 日認可)
平成 18 年 7 月 25 日	
平成 20 年 7 月 24 日	(平成 20 年 10 月 6 日認可)
平成 21 年 1 月 22 日	
平成 21 年 7 月 23 日	(平成 21 年 10 月 8 日認可)
平成 23 年 7 月 28 日	
平成 24 年 4 月 26 日	
平成 24 年 7 月 26 日	(平成 24 年 9 月 20 日認可)
平成 26 年 7 月 24 日	(平成 26 年 9 月 25 日認可)
平成 26 年 10 月 15 日	(平成 27 年 1 月 23 日認可)
平成 27 年 4 月 23 日	(平成 27 年 7 月 6 日認可)
平成 27 年 7 月 23 日	
令和 元年 7 月 25 日	(令和元年 10 月 24 日認可)
令和 2 年 7 月 13 日	(令和 2 年 10 月 14 日認可)
令和 3 年 7 月 20 日	(令和 3 年 11 月 17 日認可)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 役員 (第 7 条—第 18 条)
- 第 3 章 理事会及び常務理事会 (第 19 条—第 21 条)
- 第 4 章 顧問、相談役及び評議員 (第 22 条—第 24 条)
- 第 5 章 総会 (第 25 条—第 32 条)
- 第 5 章の 2 災害対策本部 (第 32 条の 2)
- 第 6 章 税理士の登録 (第 33 条—第 50 条)
- 第 6 章の 2 税理士法人の届出 (第 50 条の 2—第 50 条の 7)
- 第 7 章 資格審査会 (第 51 条—第 54 条)
- 第 8 章 税制審議会及び運営評価委員会 (第 55 条—第 58 条の 2)
- 第 9 章 品位保持 (第 59 条—第 62 条の 2)
- 第 10 章 帳簿作成 (第 63 条・第 64 条)
- 第 11 章 研修 (第 65 条—第 65 条の 3)
- 第 12 章 税務支援 (第 66 条・第 67 条)
- 第 12 章の 2 租税教育等 (第 67 条の 2)

- 第12章の3 公益活動に関する施策（第67条の3）
- 第13章 監督（第68条―第73条）
- 第14章 会費及び拠出金（第74条―第77条）
- 第15章 庶務及び会計（第78条―第86条）
- 第16章 新たに設立された税理士会等に関する特例（第87条―第91条）
- 第17章 電子証明事務（第92条）
- 第18章 雑則（第93条・94条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税理士会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務（税理士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務をいう。以下同じ。）の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。（平成13.10.18変更、平成20.7.24変更）

(事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
- (2) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
- (3) 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
- (4) 税理士に関する制度及び税理士の業務（法第2条、法第2条の2、法第48条の5及び法第48条の6の業務をいう。以下同じ。）に関する広報活動を行うこと。（平成20.7.24変更）
- (5) 会報を発行すること。
- (6) 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。（平成13.10.18変更）
- (7) 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。（平成13.10.18変更）
- (8) 経済的な理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者（以下「小規模納税者」という。）及び本会が指導を必要と認める納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策（以下「税務支援」という。）を行うこと。（平成17.4.21変更）
- (9) 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。（平成13.10.18変更）

- (10) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下「租税教育等」という。）に関し必要な施策を行うこと。（平成 26. 10. 15 追加）
- (11) その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。（平成 26. 10. 15 変更）
- 2 本会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。

（事務所の所在地）

第 4 条 本会は、東京都品川区に事務所を置く。（昭和 59. 4. 5、平成 12. 7. 25 変更）

（会員）

第 5 条 本会の会員は、全国の税理士会とする。

（規則等への委任）

- 第 6 条 本会は、税理士に関する法令及び本会の会則の規定に基づき必要な措置を行うため、規則又は細則その他の規程（以下「規則等」という。）を定めることができる。（平成 20. 7. 24 変更）
- 2 規則は、総会の議決により制定し、又は改廃する。

第 2 章 役員

（役員）

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 15 人以内（平成 13. 2. 22 変更）
- (3) 理事 100 人
- (4) 監事 15 人（平成 13. 2. 22 変更）

2 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者のほか、税理士以外の理事 1 人及び監事 1 人を置く。（平成 14. 7. 25 追加、平成 21. 1. 22 変更）

（役員を選任）

第 8 条 役員は、総会において選任する。（昭和 60. 2. 21 変更）

- 2 法第 24 条各号のいずれかに該当することが明らかとなった者は、役員となることできない。（平成 13. 10. 18 変更）
- 3 役員が欠員となったときは、補欠選任をする。ただし、常務理事会の議により、次の定期総会まで補欠選任をしないことができる。
- 4 役員（会長を除く。）の補欠選任に当たっては、常務理事会の議により、第 1 項に規定する方法によらないことができる。（昭和 60. 2. 21 追加）
- 5 役員を選任に関し必要な事項は、前各項に定めるもののほか、規則で定める。（昭和 60. 2. 21 変更）

(会長及び副会長)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長の定めるところにより、会長が欠員のときは、その職務を行う。

(理事)

第10条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(専務理事)

第11条 会長は、理事のうちから専務理事3人以内を委嘱する。

- 2 専務理事は、会長の命を受け、会務の執行を掌理する。

(常務理事)

第12条 会長は、第16条第2項の規則で定めるところにより、理事のうちから常務理事若干人を委嘱する。

- 2 常務理事は、常務理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(監事)

第13条 監事は、会計及び会務の執行を監査し、不正を発見したときは、これを総会に報告する。

- 2 監事は、前項に規定するもののほか、会則によりその権限として定められた事項を行う。(平成20.7.24変更)
- 3 監事は、本会の他の役員を兼ね、又は本会の使用人となることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は、就任後第2回目の定期総会の終了の時までとする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員残任期間と同一とする。(平成20.7.24変更)

- 2 任期の満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員退任)

第15条 役員は、当該役員選任されたときに所属していた税理士会の会員でなくなったとき、又は総会において解任の決議があったときは、退任する。

(会務執行)

第16条 会長、副会長及び専務理事は、会務の執行に当たっては税理士に関する法令、本会の会則、規則等の規定並びに総会、理事会及び常務理事会の議決に反することができない。(平成20.7.24変更)

2 会務の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

(代表権の制限)

第17条 本会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、本会を代表する権限を有しない。(平成20.7.24変更)

(役員の守秘義務)

第18条 役員は、正当な理由がなくて、職務上知り得た税理士会の会員に関する秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。役員でなくなった後においても、また同様とする。(平成20.7.24変更)

第3章 理事会及び常務理事会

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 会則、規則等において理事会の議を要するものとされている事項 (平成20.7.24変更)
- (3) 第3条第2項の規定による建議又は答申に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

(理事会の運営)

第20条 理事会は、会長が招集し、その構成員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。(平成20.7.24変更)

2 理事会の議長は、会長が当たる。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

5 理事会に付議すべき事項について会議を招集する必要がないと認めたときは、常務理事会の議により、議案を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によるものを含む。)を構成員に送って、当該議案に対する賛否の意見を求め、書面による議決(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第16条第2項の規則で定めるものをいう。))による議決を含む。以下同じ。)をすることができる。(令和3.7.20変更)

6 前項の規定による議決は、理事会の議決と同一の効力を有する。

7 第3項及び第4項の規定は、第5項の書面による議決について準用する。

(常務理事会)

- 第21条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 2 常務理事会は、理事会の議決により、理事会の権限（第19条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の決定を除く。）の一部を行使する。
- 3 前項の規定により、常務理事会が決定した事項については、当該常務理事会の議長は、これを次の理事会に報告しなければならない。
- 4 常務理事会は、第2項に該当するもののほか、次の事項を決定する。
- (1) 理事会に付議すべき議案
- (2) 会則、規則等において常務理事会の議を要するものとされている事項（平成20.7.24変更）
- 5 前条の規定は、常務理事会について準用する。この場合において、同条の規定中「理事会」とあるのは「常務理事会」と、「常務理事会の議により」とあるのは「副会長及び専務理事の2分の1以上の者の同意を得て」と読み替えるものとする。（平成20.7.24変更）

第4章 顧問、相談役及び評議員

(顧問及び相談役)

- 第22条 会長は、税理士業務の改善進歩に必要な事項を諮問するため、税理士業務に関し学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

(評議員会)

- 第23条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 会長は、総会に付議すべき事項のうち、税理士会の会員の利害に直接関係のある事項については、評議員会にこれを諮問しなければならない。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 前項の場合において、会長は、評議員会を招集する必要がないと認めたときは、常務理事会の議により、第2項の規定により諮問すべき事項を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。）を評議員に送って、評議員会の招集に替えることができる。（令和3.7.20変更）

(評議員の選出)

- 第24条 評議員は、税理士会の税理士である会員（以下「税理士会員」という。）のうちから当該税理士会の推薦により会長が委嘱する。（平成13.10.18変更）
- 2 税理士会は、前項の規定により評議員の推薦をする場合には当該税理士会の総意を反映するように推薦しなければならない。
- 3 税理士会から推薦される評議員の数は、均等割数（1人とする。）及び会員割数（300人から均等割数の総数を控除した数を、税理士会に、評議員を委嘱する年の7月31日現在の税理士会の税理士会員の数に比例して割り当てた数とする。この場合において、割当数に1人未満の端数を生じたときは、当該端数値の大きいものか

ら順次に、会員割数の総数に満つるまで1人に切り上げる。)の合計数とする。(昭和60.2.21、平成13.10.18変更)

- 4 評議員は、本会の役員を兼ねることができない。
- 5 評議員の任期は、2年とする。
- 6 第14条第2項の規定は、評議員について準用する。

第5章 総会

(招集)

第25条 会長は、毎年7月に定期総会を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 会長は、総会を招集しようとするときは、招集の理由及び議案について理事会の議を経なければならない。
- 4 監事は、第13条第1項の規定による報告をするため必要があると認めるときは、監事の過半数の決議により、臨時総会を招集することができる。(平成20.7.24変更)
- 5 総会を招集するには、会日の2週間前までにその日時、場所及び議案並びに議案の説明を記載した書面により、税理士会にその通知をしなければならない。(平成20.7.24変更)

(議決権)

第26条 税理士会は、その会の税理士会員の数と同数の議決権を有するものとする。(平成13.10.18変更)

- 2 前項の会員の数は、総会の会日の属する月の前々月末現在による。

(議決の要件)

第27条 総会の議決は、税理士会の2分の1以上が出席し、その出席した税理士会の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会において、会則の変更につき議決する場合には、前項の規定にかかわらず、税理士会の2分の1以上が出席し、その出席した税理士会の議決権の3分の2以上の多数をもってしなければならない。

(委任による議決権の行使)

第28条 総会に出席することができない税理士会は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の税理士会に委任して、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により、議決権を行使する税理士会は、総会に出席したものとみなす。

(総会で決定すべき事項)

第29条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 会則において総会の議決又は承認を要することとされている事項(平成

20.7.24 変更)

- (2) 会則の変更
- (3) 本会の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会務に関する重要事項

(議事の制限)

第30条 総会においては、第25条第5項の規定により税理士会にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。(平成20.7.24 変更)

(利害関係者の排除)

第31条 総会の議案について特別の利害関係がある税理士会は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。(平成20.7.24 変更)

- 2 前項の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席者2人以上が署名押印して、保存しなければならない。(令和3.7.20 変更)
- 3 第1項の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。(令和3.7.20 追加)

第5章の2 災害対策本部 (平成27.7.23 追加)

(災害対策本部)

第32条の2 大規模災害の発生時において、本会の機能の維持又は回復を図り、併せて被災した税理士会及びその会員に対する支援を行うため、会長は、必要に応じて災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害対策本部は、会長並びに副会長、専務理事及び常務理事のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 3 災害対策本部は、大規模災害に際し必要な措置を的確かつ迅速に実施する。
- 4 会長は、災害対策本部が実施し、又は決定した事項を次の常務理事会に報告しなければならない。
- 5 災害対策本部の運営その他災害発生時の対応等に関し必要な事項は、前4項に定めるもののほか、常務理事会で定める。

(平成27.7.23 追加)

第6章 税理士の登録

(税理士名簿)

第33条 本会に、税理士名簿を備える。

- 2 前項の税理士名簿は、磁気ディスクをもって調製する。(平成13.10.18 追加)

(税理士名簿に登録すべき事項等)

第34条 税理士名簿には、次の事項を登録する。

- (1) 税理士の氏名、生年月日、本籍及び住所(平成13.10.18変更)
- (2) 税理士となる資格の区分及びその資格の取得年月日
- (3) 国税又は地方税に関する行政事務(沖縄の復帰前の政府税又は市町村民税に関する行政事務を含む。)に従事していた者については、当該事務に従事しなくなった日前5年間に従事した職名及びその期間
- (4) 税理士法人の社員となる場合は、その所属する税理士法人又は設けようとする税理士法人の名称及び執務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地(平成13.10.18追加、平成26.10.15変更)
- (5) 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として、当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者となる場合は、その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地(平成13.10.18追加、平成26.10.15変更)
- (6) 前2号に掲げる場合以外の場合は、設けようとする税理士事務所の名称及び所在地(平成13.10.18追加)
(平成13.10.18変更)

2 前項第6号に規定する税理士事務所の名称は、その税理士の税理士事務所であることを明示するものとする。(昭和57.7.23、平成13.10.18変更)

3 税理士名簿には、第1項各号に掲げる事項が登録された者につき、なお次の事項を記載する。

- (1) 最終学歴並びに職歴
- (2) 所属税理士会の名称
- (3) 税理士の登録を受けた後報酬のある公職についた者については、当該公職並びに当該公職についた年月日及び当該公職を離れた年月日
- (4) 法第43条前段の懲戒処分又は法第44条に規定する懲戒処分を受けた者については、懲戒の種類及び懲戒を受けた年月日
- (5) 登録番号及び登録年月日
- (6) 登録事項変更の年月日及び変更の事由
- (7) 登録取消しの年月日及びその事由
- (8) 税理士証票交付の年月日及び証票の番号

(税理士の登録申請)

第35条 税理士名簿に登録を受けようとする者は、税理士登録申請書(以下「登録申請書」という。)を、前条第1項第4号から第6号までの事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を除く。)の所在地を含む区域に設立

されている税理士会を経由して、本会に提出しなければならない。(平成 13. 10. 18 変更)

2 前項の登録申請書には、その副本 3 通を添えて提出するものとし、当該申請書には、次の各号に掲げるもの(試験申込時等から登録申請までの間に氏名又は本籍に変更があった者以外の者にあつては、第 5 号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

- (1) 税理士となる資格を証する書面
- (2) 法第 3 条第 1 項ただし書に規定する期間が通算して 2 年以上になることを証する書面
- (3) 申請者の写真(提出の日前 3 月以内に撮影したもの)(平成 13. 10. 18 変更)
- (4) 履歴書(平成 13. 10. 18 追加)
- (5) 戸籍抄本又は個人事項証明書(提出の日前 3 月以内に交付を受けたもの)(平成 11. 1. 26、平成 24. 7. 26 変更)
- (6) 本籍の記載のある住民票の写し(提出の日前 3 月以内に交付を受けた世帯全員のもの)(平成 11. 1. 26、令和元. 7. 25 変更)
- (7) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 151 号)附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者でない旨の官公署の証明書(当該官公署の証明書を取得することができない者にあつては、これに代わる書面)(提出の日前 3 月以内に交付を受けたもの)(平成 14. 7. 25、令和 2. 7. 13 変更)
- (8) 申請者が法第 4 条第 3 号から第 10 号まで及び法第 24 条各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書(昭和 59. 1. 10、平成 14. 7. 25、平成 26. 7. 24、平成 26. 10. 15、令和 2. 7. 13 変更)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会が必要と認めたもの(令和 2. 7. 13 追加)(平成 13. 10. 18、令和元. 7. 25 変更)

3 第 1 項に規定する登録申請書には、登録免許税法の定めるところにより、同法に定める登録免許税の額に相当する登録免許税を納付した旨の領収証書をはり付けなければならない。

(登録申請書の進達等)

第 36 条 税理士会は、登録申請書を受理したときは、副本 1 通ずつを登録申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び都道府県の長に送付し、正本を、附属書類とともに本会に進達しなければならない。(平成 26. 10. 15 変更)

(登録に関する調査)

第 37 条 税理士会は、前条に規定する登録申請書の進達については、当該申請者の登録に関し調査をし、必要により指導又は助言を行ったうえ、その結果に関する資料及び税理士会の会長の意見書を添付するものとする。(平成 26. 10. 15 変更)

- 2 税理士会は、税理士の登録に関し調査、指導及び助言を行うため登録調査委員会を設けなければならない。(平成 26. 10. 15 変更)
- 3 前項の登録調査委員会の組織及び運営に関する事項は、税理士会の会則で定めなければならない。

(登録審査会)

第 38 条 本会に、登録審査会を置く。

- 2 登録審査会は、登録申請者の登録に関し必要な審査を行うものとする。
- 3 登録審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。
- 4 登録審査会の会長は、本会の会長を充てるものとする。
- 5 委員は、副会長、専務理事及び常務理事のうちから、本会の会長が委嘱する者をもってこれに充てる。
- 6 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 7 登録審査会の議事は、出席委員の過半数の者の同意をしたところにより決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 登録審査会の議事は、非公開とし、会長、委員及び本会の職員は、正当な理由がなくて、登録審査会の議事に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。会長、委員及び本会の職員でなくなった後においても、また同様とする。(平成 20. 7. 24 変更)
- 9 登録審査会の運営に関し必要な事項は、前各項に規定するもののほか、総会で定める。

(税理士名簿の登録又は登録の拒否)

- 第 39 条 本会は、登録審査会の議決に基づき、税理士名簿の登録を適当と認める者については税理士名簿に登録し、登録を適当と認めない者については登録を拒否する。この場合において、法第 23 条第 1 項の規定による通知に係る者について登録をし、又は登録を拒否しようとするときは、資格審査会の議を経なければならない。
- 2 登録申請書を提出した日から 3 月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合において、登録申請書を提出した者から、国税庁長官に対して審査請求がされた場合においては、当該審査請求があった日に本会が当該登録を拒否したものとする。(平成 26. 10. 15 変更)

(登録の取消しの理由となる事実の通知)

- 第 39 条の 2 税理士会は、税理士法施行規則第 13 条の 2 に定める者から、税理士会員が法第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当することの届出があったときは、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならない。(令 2. 7. 13 追加)
- 2 税理士会は、その税理士会員が法第 25 条第 1 項各号に規定する事実があると認めたとときは、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならない。(平成 13. 10. 18 追加、令和 2. 7. 13 変更)

(登録の取消し)

第40条 本会は、税理士の登録を受けた者が、法第25条第1項各号のいずれかに該当するときは、行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を経た後、登録審査会の議決に基づき登録を取り消すことができる。(平成7.7.26、平成12.3.23、平成13.10.18変更)

- 2 前項の規定により登録を取り消す場合においては、資格審査会の議を経なければならない。

(登録事項の変更)

第41条 本会は、法第20条の規定により変更登録の申請があったときは、登録事項を変更するものとする。ただし、変更の内容等に関し、必要がある場合には、指導又は助言を行うことができる。(平成26.10.15変更)

- 2 本会は、前項の申請が必要であると認められるにもかかわらずその申請をしない者に対して調査をし、指導又は助言を行うものとする。(平成26.10.15追加)

(記載事項の変更)

第42条 税理士は、第34条第3項第1号及び第3号に掲げる記載事項に変更を生じたときは、その旨を本会に届け出なければならない。

- 2 本会は、前項の届出があったときは、記載事項を変更するものとする。

(登録の抹消)

第43条 本会は、税理士が法第26条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその登録を抹消するものとする。ただし、当該税理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまで登録の抹消を行わないものとする。(平成13.10.18、平成20.7.24変更)

(登録等手数料)

第44条 税理士名簿の登録等に関しては、次の各号に掲げる金額の手数料を本会に納付しなければならない。

- (1) 登録 50,000円
 - (2) 税理士証票の定期交換 2,500円(平成26.10.15追加)
 - (3) 登録事項の変更 2,500円(平成26.10.15変更)
 - (4) 税理士証票亡失による再交付 6,000円(平成26.10.15変更)
 - (5) 税理士証票の再交付(前号を除き、税理士証票の記載事項の変更等による交付を含む。) 2,500円(平成26.10.15変更)
 - (6) 証明 1,200円(平成26.10.15変更)
- (平成4.7.24変更)

- 2 前項各号の二以上に該当する場合においては、それぞれ各号に定める金額の手数料を合わせて納付しなければならない。

- 3 住居表示の実施若しくは変更、又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）に伴う登録事項の変更又は税理士証票の記載事項の変更による証票の交付については、第1項の規定にかかわらず、同項第3号又は第5号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。戸籍に記載されている氏名の誤字が正字で記載されたことによる氏名の変更に伴う登録事項の変更又は税理士証票の記載事項の変更による証票の交付においても、また同様とする。（平成7.7.26、平成26.10.15変更）
- 4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害に起因する登録事項の変更、税理士証票の亡失若しくは記載事項の変更による証票の交付、又は登録等の証明については、税理士会からの申請に基づき、常務理事会の議を経て、第1項の規定にかかわらず、同項第3号から第6号までに掲げる手数料の納付を免除することができる。（平成8.7.23追加、平成26.10.15変更）
- 5 本会が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、本会は、第1項第1号の手数料を返還する。（平成8.7.23変更）

（税理士名簿登録等の公告）

第45条 本会は、税理士名簿に登録をしたとき及び登録を抹消したときは、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を官報をもって公告する。（平成20.7.24変更）

（税理士証票の交付及び返還）

第46条 本会は、税理士名簿に登録をした者に税理士証票を交付する。

- 2 税理士の登録を抹消されたときは、当該抹消された者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を本会に返還しなければならない。税理士が法第43条の規定に該当することとなった場合又は法第45条若しくは法第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。（平成20.7.24変更）

（税理士証票の定期交換）

第46条の2 税理士は、税理士証票の交付日から10年を経過したときは、本会に税理士証票の交換を申請しなければならない。

- 2 本会は、前項の申請があったときは、当該申請をした税理士に対し、税理士証票を交換する。
- 3 本会は、第1項の申請が必要であると認められるにもかかわらずその申請をしない者に対して調査をし、指導又は助言を行うものとする。
（平成26.10.15追加）

（税理士証票の亡失又は損壊）

第47条 税理士は、税理士証票を亡失し、又は損壊したときは、遅滞なくその旨及びその理由を本会に届け出なければならない。

(税理士証票亡失の公告)

第48条 本会は、税理士から税理士証票の亡失の届出があったときは、当該亡失した税理士証票は効力を失った旨を、官報をもって公告する。

(税理士証票の再交付)

第49条 税理士から税理士証票を亡失し、若しくは損壊した旨の届出があったとき、又は法第28条第1項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなったときは、本会は、申請により、その者に税理士証票を再交付する。

(登録等の細目)

第50条 登録の手続、登録の取消し及び抹消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関し必要な事項は、第33条から前条までに規定するもののほか、常務理事会で定める。(平成20.7.24変更)

第6章の2 税理士法人の届出 (平成13.10.18追加)

(税理士法人名簿)

第50条の2 本会に、税理士法人名簿を備える。

2 前項の税理士法人名簿は磁気ディスクをもって調製する。

(平成13.10.18追加)

(税理士法人名簿に登載すべき事項)

第50条の3 税理士法人名簿には、次の事項に登載する。

(1) 税理士法人の名称、目的、成立の日、主たる事務所の所在地及び出資金の総額

(2) 社員の氏名、住所、税理士登録番号、所属する税理士会及び出資金額

2 税理士法人名簿には、前項各号に掲げる事項に登載された法人につき、なお次の事項に登載する。

(1) 税理士法人を代表すべき社員があるときは、その社員の氏名

(2) 従たる事務所を設けたときは、その事務所の名称、設置の日、所在地及びその事務所に常駐する社員の氏名

(3) 登載された事項に変更があるときは、その変更事項、変更年月日及び変更の事由

(4) 税理士法人が解散したときは、その解散年月日、解散の事由並びに清算人の氏名及び住所

(5) 税理士法人が合併したときは、その合併年月日、合併の事由並びに合併法人又は合併により設立された法人の名称及び所在地

(6) 解散した税理士法人の清算が終了したときは、その清算終了年月日

(平成13.10.18追加)

(税理士法人の届出)

第50条の4 税理士法人は、成立の日から2週間以内に、税理士法人設立届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会を経由して、本会に提出しなければならない。（平成20.7.24変更）

2 税理士法人の届出に関し必要な事項は、前項に規定するもののほか、常務理事会で定める。
（平成13.10.18追加）

（届出書の進達）

第50条の5 税理士会は、前条に定める届出書を受理したときは、本会に進達しなければならない。
（平成13.10.18追加）

（税理士法人名簿への登載）

第50条の6 本会は、前条の進達を受けたときは、遅滞なく税理士法人名簿に登載する。
（平成13.10.18追加）

（登載等手数料）

第50条の7 税理士法人名簿の登載等に関しては、次の各号に掲げる手数料を本会に納付しなければならない。

- (1) 設 立 10,000円
- (2) 従たる事務所の設置 10,000円
- (3) 登載事項の変更 2,500円
- (4) 証 明 1,200円

2 第44条第2項の規定は登載等手数料に準用する。
（平成13.10.18追加）

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害に起因する登載事項の変更、又は登載等の証明については、税理士会からの申請に基づき、常務理事会の議を経て、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に掲げる手数料の納付を免除することができる。（平成23.7.28追加）

第7章 資格審査会

（資格審査会）

第51条 本会に資格審査会を置く。

2 資格審査会は、本会の請求により、税理士の登録若しくは登録の拒否又は登録の取消しについて審議を行う。

（資格審査会の組織）

第52条 資格審査会は、会長及び資格審査会の会長が財務大臣の承認を受けて委嘱

した委員4人をもって組織する。(平成12.7.25変更)

- 2 資格審査会の会長は、本会の会長を充てるものとする。
- 3 委員には、税理士、国税の行政事務に従事する職員、地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者各1人を充てるものとする。
- 4 資格審査会の会長は、資格審査会の委員に欠員が生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(資格審査会の議事等)

- 第53条 資格審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 資格審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 資格審査会の議事は、非公開とし、会長、委員及び本会の職員は、正当な理由がなく、資格審査会の議事に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。会長、委員及び本会の職員でなくなった後においても、また同様とする。(平成20.7.24変更)
 - 4 資格審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他適当と認める者に対して陳述、説明又は資料の提出を求めるものとする。

(規則への委任)

- 第54条 資格審査会の運営に関し必要な事項は、前2条に定めるもののほか、規則で定める。

第8章 税制審議会及び運営評価委員会 (平成2.1.23追加、平成21.1.22変更)

(税制審議会)

- 第55条 本会に税制審議会を置く。
- 2 税制審議会は、会長の諮問に応じ、税制並びに税務行政全般についての調査及び審議を行い、その結果を会長に答申する。
- (平成2.1.23追加)

(税制審議会の組織)

- 第56条 税制審議会は、委員30人以内をもって組織する。(平成26.7.24変更)
- 2 委員は、特別委員及び専門委員とし、特別委員は税制及び税務行政に関する学識経験者のうちから、専門委員は税理士のうちから、それぞれ会長が委嘱する。(平成13.10.18変更)
 - 3 専門委員の数は8人以内とし、その半数以内を常任委員として庶務に従事させるものとする。
 - 4 委員の任期は、第14条の規定を準用する。

5 税制審議会の会長は、特別委員の互選により選出する。
(平成 2. 1. 23 追加)

(税制審議会の審議)

第 5 7 条 税制審議会の審議は、税制審議会総会及び専門委員会において行う。
(平成 2. 1. 23 追加)

(規則への委任)

第 5 8 条 税制審議会の運営に関し必要な事項は、前 2 条に定めるもののほか、規則で定める。
(平成 2. 1. 23 追加)

(運営評価委員会)

第 5 8 条の 2 本会に運営評価委員会を置く。

2 運営評価委員会は、税理士以外の有識者で組織し、本会の業務運営等について評価を行う。

3 運営評価委員会の運営に関し必要な事項は、前 2 項に規定するもののほか、常務理事会で定める。
(平成 21. 1. 22 追加)

第 9 章 品位保持 (平成 2. 1. 23 旧第 8 章繰下、平成 13. 10. 18 変更)

(品位保持の指導)

第 5 9 条 税理士会は、その会員が税理士及び税理士法人の使命にかんがみ、税理士業務の改善進歩及び納税義務の適正な実現に努めるとともに、税理士の信用又は品位を害するような行為をしないように指導しなければならない。
(平成 2. 1. 23 旧第 55 条繰下、平成 20. 7. 24 変更)

(不当勧誘行為等の禁止)

第 5 9 条の 2 税理士会の会員は、税理士の業務において、不当勧誘、不当広告、報酬額の不明示等その他相手方等の利益を害するおそれがある行為をしてはならない。
(平成 21. 7. 23 追加)

(会則等の遵守)

第 6 0 条 税理士会の会員は、税理士に関する法令、本会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守しなければならない。
(平成 2. 1. 23 旧第 56 条繰下、平成 20. 7. 24 変更)

(非税理士との提携の禁止)

第 6 1 条 税理士及び税理士法人は、法第 5 2 条又は法第 5 3 条第 1 項若しくは第 2

項の規定に違反する者から業務のあっ旋を受けてはならない。(平成 26. 10. 15 変更)
(平成 2. 1. 23 旧第 57 条繰下、平成 13. 10. 18、平成 26. 10. 15 変更)

(名義貸しの禁止)

第 6 1 条の 2 税理士及び税理士法人は、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させてはならない。
(平成 26. 10. 15 追加)

(名称の使用制限)

第 6 2 条 税理士及び税理士法人は、税理士に関する法令若しくは本会若しくは税理士会の会則に定めるもの又は他の法律の規定により認められたもののほか、その組織する団体に税理士会又は日本税理士会連合会その他類似の名称を用いてはならない。
(平成 2. 1. 23 旧第 58 条繰下、平成 13. 10. 18 変更)

(税理士業務を行うための事務所)

第 6 2 条の 2 税理士及び税理士法人は、法第 4 0 条第 1 項に規定する事務所を設けるに当たっては、税理士業務を継続的に執行するために、当該事務所の所在地、外部に対する表示、設備の状況等を適切なものとしなければならない。
(平成 26. 10. 15 追加)

第 1 0 章 帳簿作成 (平成 2. 1. 23 旧第 9 章繰下、平成 13. 10. 18 変更)

第 6 3 条 削除

(平成 2. 1. 23 旧第 59 条繰下、平成 13. 10. 18 削除)

(帳簿作成の義務)

第 6 4 条 税理士及び税理士法人は、税理士業務に関して、帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。(平成 13. 10. 18 変更)

2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

3 第 1 項に規定する帳簿の標準様式(記載事項を含む。)は、常務理事会で定める。

4 第 1 項の帳簿は磁気ディスクをもって調製することができる。(平成 13. 10. 18 追加)

(平成 2. 1. 23 旧第 60 条繰下)

第 1 1 章 研修 (平成 2. 1. 23 旧第 10 章繰下)

(税理士の研修)

第 6 5 条 税理士は、その素質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない。(平成 26. 10. 15 変更)

2 税理士は、公職に就き業務を停止した場合その他の事由に該当するときは、所属

する税理士会に対し、前項の研修の受講について、免除を申請することができる。

(平成 26. 10. 15 追加、平成 27. 4. 23 変更)

(平成 2. 1. 23 旧第 61 条繰下、平成 13. 10. 18 変更)

(研修事業)

第 6 5 条の 2 本会及び税理士会は、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策を行う。(平成 27. 4. 23 変更)

2 税理士会は、前項の規定により研修を実施したときは、遅滞なくその要領及び結果を本会に報告しなければならない。

(平成 13. 10. 18 追加、平成 27. 4. 23 変更)

(規則への委任)

第 6 5 条の 3 前 2 条に規定する研修に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 27. 4. 23 追加)

第 1 2 章 税務支援 (平成 2. 1. 23 旧第 11 章繰下、平成 17. 4. 21 変更)

(税務支援の実施)

第 6 6 条 税理士会は、本会の定めるところにより、次の各号に掲げる税務支援を実施しなければならない。

(1) 税務援助 (小規模納税者に対する税務支援をいう。)(平成 17. 4. 21 追加)

(2) 税務指導 (前号以外の者で本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援をいう。)(平成 17. 4. 21 追加)

(平成 13. 10. 18、平成 17. 4. 21、平成 26. 10. 15 変更)

2 前項に規定する税務支援は、税理士会の会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。(平成 17. 4. 21 変更)

3 税理士会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。(平成 17. 4. 21、平成 26. 10. 15、令和 3. 7. 20 変更)

4 税理士会員は、所属する税理士会から前項の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。(平成 26. 10. 15 追加、令和 3. 7. 20 変更)

(平成 2. 1. 23 旧第 62 条繰下、平成 17. 4. 21 変更)

(税務支援実施の基準)

第 6 7 条 前条の規定により税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

(1) 税務に関する相談

(2) 記帳及び決算に関する相談

(3) 税務書類作成に関する相談

(4) 前各号に係る電子申告に関する相談 (令和 3. 7. 20 追加)

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、本会及び税理士会が必要と認める事務 (令和 3. 7. 20 変更)

2 税務支援の実施に関し必要な事項は、この章に規定するもののほか、規則で定める。

(平成 2. 1. 23 旧第 63 条繰下、平成 17. 4. 21 変更)

第 1 2 章の 2 租税教育等 (平成 26. 10. 15 追加)

(租税教育等に関する施策)

第 6 7 条の 2 本会は、申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、必要な租税教育等に関する施策を行う。

2 租税教育等に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

(平成 26. 10. 15 追加)

第 1 2 章の 3 公益活動に関する施策 (平成 27. 7. 23 追加)

(公益活動に関する施策)

第 6 7 条の 3 本会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、本会が必要と認めた公益に資する活動 (以下「公益活動」という。) に携わる税理士の支援に関する施策を実施することができる。

2 公益活動の施策に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

(平成 27. 7. 23 追加)

第 1 3 章 監督 (平成 2. 1. 23 旧第 12 章繰下)

(税理士会及びその会員に対する一般的監督)

第 6 8 条 本会は、税理士会の事業又は税理士の業務の適正な運営を図るため必要があるときは、税理士会若しくはその会員から報告を徴し、又はこれらの者に必要な勧告をし、若しくは指示をすることができる。

(平成 2. 1. 23 旧第 64 条繰下)

(長期会費滞納者の懲戒手続に係る税理士会への勧告)

第 6 8 条の 2 本会は、税理士会から、正当な理由なく長期にわたり税理士会 (県連合会及び支部を含む。) の会費を滞納する会員について、法第 4 7 条第 2 項の通知を行うにあたり、その是非に関する諮問があったときは、常務理事会の議を経て、これに対し、前条に規定する勧告をすることができる。

2 前項の勧告に関し必要な事項は常務理事会で定める。

(平成 27. 4. 23 追加)

(税理士会に対する監督)

第 6 9 条 税理士会は、税理士に関する法令、本会の会則、規則等を遵守しなければならない。(平成 20. 7. 24 変更)

2 本会は、運営上必要があると認めるときは、税理士会に対しその行う業務に関し質問することができる。

(平成 2. 1. 23 旧第 65 条繰下)

(意見の聴取)

第70条 税理士会は、その会則を変更しようとするときは、あらかじめ本会の意見を聴取しなければならない。税理士会が法第49条第2項の規定により国税庁に対し指定区域を定めることを請求するとき、又は法第49条の2第1項の規定により会則を定めるときにおいても、また同様とする。

(平成2.1.23旧第66条繰下)

(税理士会の報告義務)

第71条 税理士会は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に掲げる事項を本会に報告しなければならない。(平成13.10.18変更)

- (1) 総会を招集する場合 その日時、場所及び議案
- (2) 総会が終了した場合 その決議の内容
- (3) 官公署に建議をした場合 その建議の内容
- (4) 官公署の諮問に対し答申をした場合 その答申の内容
- (5) 税理士会がその会員について、法第45条、法第46条又は法第48条の20に規定する行為又は事実があると認め、これを財務大臣に通知した場合 その行為又は事実の内容(昭和56.7.24追加、平成12.7.25、平成13.10.18変更)
- (6) 法第49条の17又は法第49条の19の規定により財務大臣から命令を受け、報告を求められ又は勧告を受けた場合 その命令、報告又は勧告(平成12.7.25、平成13.10.18変更)
- (7) 事務所を移転した場合 移転後の事務所の所在地(平成20.7.24変更)
- (8) 役員の変更又は役員の氏名に変更があった場合 変更後の役員の氏名(平成20.7.24変更)
- (9) 税理士会がその会員に対し処分をした場合 その処分の種類及びそのてん末
- (10) 税理士会の区域について指定又は変更があった場合 その区域

2 税理士会は、毎月末におけるその会員数を、翌月10日までに本会に報告しなければならない。

(平成2.1.23旧第67条繰下)

(税理士会の会員に対する監督)

第72条 本会は、税理士会の会員が税理士に関する法令、本会の会則又は税理士会の会則、規則等に違反した場合、又は税理士会から訓告処分の申立てがあった場合には、当該税理士会の意見を徴したうえ当該会員を訓告することができる。(平成20.7.24、平成26.10.15変更)

2 前項の規定により訓告を行う場合には、本会の常務理事会の議を経なければならない。

3 本会は、第1項の訓告をしようとするときは、あらかじめ当該会員にその旨を通知して、相当の期間内に、自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

- 4 本会は、運営上必要があるときは、税理士会の会員に対しその業務に関して質問をすることができる。(平成 13. 10. 18 変更)
(平成 2. 1. 23 旧第 68 条繰下)

(税理士会の会員の不服申立て)

第 7 3 条 税理士会の処分を受けたその会員が、その処分について不服がある場合には、本会に不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、処分があったことを知った日の翌日から 1 月以内に、書面を提出してしなければならない。

3 第 1 項の不服申立てに対する裁決は、常務理事会の議を経てしなければならない。

4 不服申立てに関する手続きについては、前 3 項に定めるもののほか、常務理事会で定める。(平成 5. 4. 21 追加)

(平成 2. 1. 23 旧第 69 条繰下)

第 1 4 章 会費及び拠出金 (平成 2. 1. 23 旧第 13 章繰下、平成 20. 7. 24 変更)

(会費)

第 7 4 条 税理士会は、会費として、一事業年度につき、当該事業年度に在籍したその会員数に 1 8, 0 0 0 円 (事業年度の中途において入退会した者については、1 8, 0 0 0 円に会員であった月数 (入会した月に端日数があるときは 1 月に切り上げ、退会した月に端日数があるときは切り捨てる。) を乗じ 1 2 で除して得た金額とする。) を乗じて得た金額を負担する。

2 税理士会は、毎月末におけるその会員数に 1, 5 0 0 円を乗じて得た金額をその月の翌月末までに本会に納付するものとする。

(昭和 56. 7. 24、昭和 57. 7. 23、平成元. 3. 23 変更、平成 2. 1. 23 旧第 70 条繰下、平成 2. 4. 20、平成 4. 4. 21、平成 8. 7. 23、平成 11. 1. 26、平成 21. 7. 23 変更)

(特別会費)

第 7 5 条 税理士会は、本会の特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、総会で定める。

3 第 2 7 条第 2 項の規定は、前項に規定する総会の議決について準用する。

4 特別会費は、特別会計をもって処理する。

(平成 2. 1. 23 旧第 71 条繰下)

(会費の免除)

第 7 6 条 本会は、税理士会がその理事会の承認を得て、その会員に対し特定の期間における会費の全部を免除した場合において、当該会員が引き続き 1 年以上病気療養のため税理士業務を行うことができないと認められるとき、当該会員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害のため税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき、又は当該会員が法第 4 3 条後段の規定により、税理士業務を停止している間は、その税理士会に対し第 7 4 条の規定により納付すべき会費の

うちから当該会員1人当たり1,500円にその会費を免除した月数を乗じて得た金額を免除することができる。(昭和57.11.18、平成元.3.23、平成2.4.20、平成4.4.21、平成8.7.23、平成11.1.26、平成12.7.25、平成13.10.18、平成20.7.24、平成21.7.23、平成23.7.28、平成26.10.15変更)

2 前項の規定により会費を免除する期間の始期は、当該会費の免除を決定した日の属する事業年度開始の日前に遡らないものとする。(昭和56.7.24、昭和57.7.23、昭和57.11.18変更)

3 会費の免除に関し必要な事項は、前2項に定めるもののほかは、常務理事会で定める。(平成12.7.25変更)

(平成2.1.23旧第72条繰下)

(拠出金)

第77条 税理士会は、新たに入会した者があつた月については、その月分の会費に、拠出金として、それらの者1人当たり15,000円の割合をもつて計算した金額を加えて本会に納付しなければならない。

(平成2.1.23旧第73条繰下、平成4.7.24、平成20.7.24変更)

第15章 庶務及び会計 (平成2.1.23旧第14章繰下)

(事務局)

第78条 本会に事務局を置き、会務に関する所定の事務を行う。(平成20.7.24変更)

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、専務理事の命を受け、事務局の事務を処理する。

4 事務局の職制及び事務処理については前2項に定めるもののほか、常務理事会で定める。

(平成2.1.23旧第74条繰下)

(事業年度)

第79条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(平成2.1.23旧第75条繰下)

(経費)

第80条 本会の経費は、会費、拠出金、税理士名簿の登録等に関する手数料の収入、税理士法人名簿の登載等に関する手数料の収入、寄附金その他の収入をもつて支弁する。

(平成2.1.23旧第76条繰下、平成13.10.18、平成20.7.24変更)

(交付金)

第81条 本会は、第44条第1項各号及び第50条の7第1項各号に定める手数料の収入の一部を交付金として税理士会に交付することができる。

2 交付金に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

(平成 2. 1. 23 旧第 77 条繰下、平成 13. 10. 18 変更)

(財産の管理)

第 8 2 条 本会の財産は、会長が管理する。

(平成 2. 1. 23 旧第 78 条繰下)

(財産目録の作成)

第 8 3 条 会長は、毎事業年度末における財産目録を作成して、本会の資産及び負債を明らかにしなければならない。

(平成 2. 1. 23 旧第 79 条繰下)

(予算及び決算)

第 8 4 条 会長は、定期総会にその会日の属する事業年度の予算及び事業計画を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の決算及び事業報告についてその承認を求めなければならない。

2 予算が成立しない期間においては、会長は、通常の会務を執行するのに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(平成 2. 1. 23 旧第 80 条繰下、平成 13. 2. 22、平成 13. 7. 26 変更)

(監査報告)

第 8 5 条 監事は、各事業年度における本会の会計及び会務の執行を監査した結果について、翌事業年度の定期総会において報告しなければならない。

(平成 2. 1. 23 旧第 81 条繰下)

(公告及び開示)

第 8 5 条の 2 本会は、第 8 4 条第 1 項の承認を受けた決算にかかる貸借対照表及び収支計算書を官報をもって公告するものとする。(平成 18. 7. 25 変更)

2 本会は、第 8 4 条第 1 項の承認を受けた決算にかかる貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、収支計算書及び附属明細書並びに事業活動にかかる報告書及び監査報告書を事務所に備え置き、5年間、一般の閲覧に供するものとする。(平成 18. 7. 25 変更)

3 前項の附属明細書には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。(平成 13. 7. 26 追加)

(1) 長期借入金の明細

(2) 引当金の明細

(3) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

4 第 2 項の事業活動にかかる報告書には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業の内容

(2) 設立の根拠となる法律及び主務大臣

- (3) 役員の数、氏名、役職、任期及び経歴
 - (4) 事務局の職員数
 - (5) 事業概況
 - (6) 事業の実施状況
- (平成 13. 7. 26 追加)

(会計処理の細目)

第 8 6 条 本会の会計処理については、この章で定めるもののほか、常務理事会で定める。

(平成 2. 1. 23 旧第 82 条繰下)

第 1 6 章 新たに設立された税理士会等に関する特例 (平成 2. 1. 23 旧第 15 章繰下)

(役員任期に関する特例)

第 8 7 条 役員は、その所属していた税理士会が法第 4 9 条第 4 項若しくは第 5 項により新たに税理士会を設立し、又は税理士会の区域の変更によりその選任のときに所属していた税理士会の会員でなくなったことにより退任するときは、新たに選任された役員が就任するまでは引続きその職務を行う。

(平成 2. 1. 23 旧第 83 条繰下)

(評議員の選任に関する特例)

第 8 8 条 評議員は、その所属していた税理士会が法第 4 9 条第 4 項若しくは第 5 項の規定により新たに税理士会を設立したとき又は税理士会の区域の変更によりその委嘱されたときに所属していた税理士会の会員でなくなったときは、当該設立の日又は当該区域の変更のあった日をもって退任する。

2 法第 4 9 条第 4 項及び第 5 項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、当該新たに設立された税理士会の税理士会員のうちから税理士会が推薦する評議員の数は、当該設立の日前の税理士会における第 2 4 条第 3 項の規定による評議員の数を、当該設立の日現在における新たに設立された当該各税理士会の税理士会員の数の割合によって按分し計算した数 (1 人に満たない端数があるときは 1 人とみなす。) とし、第 2 4 条第 1 項の規定を適用する。(平成 13. 10. 18、平成 14. 7. 25、平成 20. 7. 24 変更)

3 前項の規定により新たに委嘱された評議員の任期は、その委嘱の日現在において在任している他の評議員の残任期間と同一とする。

(平成 2. 1. 23 旧第 84 条繰下、平成 20. 7. 24 変更)

(議決権に関する特例)

第 8 9 条 総会の会日の属する月の前々月末後に新たに設立された税理士会の議決権の数は、第 2 6 条第 1 項の規定にかかわらず、当該設立の日の税理士会員の数と同数とする。

(平成 2. 1. 23 旧第 85 条繰下、平成 13. 10. 18 変更)

(税理士会の届出義務に関する特例)

第 90 条 新たに設立された税理士会は、設立後すみやかに、次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

- (1) 税理士会の名称及び事務所の所在地 (平成 20. 7. 24 変更)
- (2) 設立総会の開催日時、場所、議案及び決議の内容
- (3) 会則及び規則
- (4) 役員の名、会員名簿及び会員数

2 法第 49 条第 5 項の規定により、設立総会の開催を要しない場合は、前項第 2 号に規定する「設立総会」を「同項各号に定める事項を決定した総会」と読み替え、前項の規定を適用する。

(平成 2. 1. 23 旧第 86 条繰下)

(抛出金に関する特例)

第 91 条 税理士会の会員であった者が、新たに税理士会が設立されたことにより、又は税理士会の区域が変更されたことにより、その者の税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域の税理士会の会員となる場合、当該税理士会がその者について入会金の納入を要しない旨を会則に規定したときは、第 77 条の規定にかかわらず、その者に係る抛出金の納付を要しないものとする。(平成 2. 1. 23 旧第 88 条繰下、平成 13. 10. 18、平成 20. 7. 24 変更)

第 17 章 電子証明事務 (平成 15. 7. 24 追加、平成 24. 4. 26 変更)

(電子証明事務)

第 92 条 本会は、登録された税理士であることを証明する電子証明書に関する事務(以下「電子証明事務」という。)を行う。(平成 24. 4. 26 変更)

2 本会は、電子証明事務の全部又は一部について、電子署名及び認証業務に関する法律の定めるところにより、主務大臣の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)に委託することができる。(平成 24. 4. 26 追加)

3 電子証明事務については、本会が委託する認定事業者の運用基準(「証明書ポリシー」、「認証運用規定」及び「加入者利用規定」をいう。)に基づき行うものとする。(平成 24. 4. 26 変更)

4 電子証明事務に関し必要な事項は、前 3 項に規定するもののほか、常務理事会で定める。(平成 24. 4. 26 変更)

(平成 15. 7. 24 追加、平成 24. 4. 26 変更)

第 18 章 雑則 (平成 17. 4. 21 追加)

(個人情報等の取扱い)

第 93 条 本会は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。(平成 27. 4. 23 変更)

- 2 本会は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取扱うものとする。（平成 27. 4. 23 追加）
- 3 個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、常務理事会で定める。（平成 27. 4. 23 変更）
（平成 17. 4. 21 追加、平成 27. 4. 23 変更）

（税理士情報の公開及び提供）

第 9 4 条 本会は、前条の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する事業目的を達成するため、税理士及び税理士法人に関する情報（特定個人情報等を除く。）について、次に掲げる事項を公開し、提供するものとする。（平成 27. 4. 23 変更）

- （1）税理士の氏名又は税理士法人の名称
 - （2）登録番号及び登録年月日又は法人番号及び届出年月日
 - （3）事務所の名称、所在地及び電話番号
 - （4）所属税理士会の名称
 - （5）法第 4 3 条の業務停止に該当する場合にはその期間
 - （6）法第 4 4 条の懲戒処分又は法第 4 8 条の 2 0 第 1 項の処分のうち、戒告に該当する場合にはその処分日、2 年以内の業務停止に該当する場合にはその期間（平成 26. 10. 15 変更）
 - （7）研修の受講時間及び研修の受講義務の免除に関する記録（前年度分）（平成 27. 4. 23 追加）
- 2 税理士又は税理士法人であった者に関する情報については、前項各号に掲げるもの（第 6 号の戒告及び第 7 号の研修を除く。）のほか、抹消に関する事項を提供するものとする。（平成 27. 4. 23 変更）
 - 3 第 1 項に規定する情報の公開は、インターネット上に開設した本会のホームページ（会員専用のもを除く。）への掲載により行うこととする。
 - 4 情報の公開及び提供に関し必要な事項は、前 3 項に定めるもののほか、常務理事会で定める。
（平成 21. 1. 22 追加）

附 則（昭和 5 5 年 1 0 月 2 日）

- 1 この会則は、昭和 5 5 年 1 0 月 1 3 日から施行する。ただし、第 1 9 条から第 2 1 条まで、第 2 5 条から第 5 0 条まで、第 5 5 条から第 5 8 条まで、第 6 0 条から第 6 3 条まで及び第 8 5 条の規定は、法第 4 9 条の 1 3 第 2 項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔昭和 5 6 年 2 月 2 日〕から効力を生ずるものとし、第 4 4 条の規定は、当該認可を受けた日から起算して 4 5 日を経過する日の属する月以後収納する登録等手数料について適用する。
- 2 税理士法の一部を改正する法律（昭和 5 5 年法律第 2 6 号）の施行の日（以下「施行日」という。）において改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第 2 1 条第 1

項の規定により同項の登録申請書を提出した者に係る第34条第1項第2号の規定による税理士事務所の名称の登録については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、第44条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に定める手数料の納付を要しない。

- 3 第35条第1項の規定は、施行日以後にされる登録の申請について適用し、施行日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。
- 4 旧法第40条第2項ただし書の規定により国税庁長官の許可を受けた事務所に係る登録については、なお従前の例による。
- 5 第43条の規定のうち、法第26条第1項第3号の規定に該当する事項は、施行日以後に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合について適用し、施行日前に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合については、なお従前の例による。
- 6 第46条第2項後段の規定は、昭和56年4月1日以後に懲戒処分により税理士業務を停止された場合について適用し、同日前に懲戒処分により税理士業務を停止された場合については、なお従前の例による。
- 7 第60条の規定による帳簿の記載については、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、旧法第41条第1項の定めるところにより記載することができるものとする。
- 8 税理士で施行日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でない者に関する第34条第3項第2号の規定による記載事項については、法附則第22項及び第23項の規定により税理士会の会員となる日までの間は、なお従前の例による。
- 9 改正前の会則第59条の2の規定による特別会費については、なお従前の例による。
- 10 昭和56年4月1日以後同年9月30日までの間に新たに税理士会が設立された場合、新たに設立された各税理士会が納付する前項に規定する特別会費の額は、昭和56年4月1日現在における当該設立前の税理士会の会員数に2,000円を乗じて計算した金額を、当該設立の日における新たに設立された当該税理士会の会員数の割合によって按分し計算した金額とする。
- 11 第8条第1項の規定にかかわらず、会長は、特定の会務の執行を分掌させるため必要があるときは、第7条第3号に掲げる理事のほか理事1人を、税理士会の会員（本会の役員である者を除く。）のうちから選任することができる。この場合において、当該選任された理事の任期は、他の役員の任期と同一とする。（昭和56.7.24追加）

附 則（昭和56年7月24日）

- 1 この改正規定は、昭和56年7月24日から施行する。ただし、第70条及び第72条第2項の改正規定は、昭和56年7月24日を含む事業年度分の会費から適用する。
- 2 税理士会の昭和56年7月末までに納付すべき会費の額は、第70条第2項に基づき納付する会費の額に、同年4月末及び5月末現在における当該会員の数に10

0円を乗じて得た金額を加算した額とする。

附 則（昭和57年7月23日）

- 1 この改正規定は、昭和57年7月23日から施行する。ただし、第34条第2項の改正規定は、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔昭和57年8月23日〕から効力を生ずるものとし、第70条及び第72条第2項の改正規定は、昭和57年7月23日を含む事業年度分の会費から適用する。
- 2 税理士会の昭和57年7月末までに納付すべき会費の額は、第70条第2項に基づき納付する会費の額に、同年4月末及び5月末現在における当該会員の数に100円を乗じて得た金額を加算した額とする。

附 則（昭和57年11月18日）

この改正規定は、昭和57年11月18日から施行し、昭和57年11月18日を含む事業年度分の会費から適用する。

附 則（昭和59年1月10日）

この改正規定は、昭和59年1月10日から施行し、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔昭和59年4月17日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（昭和59年4月5日）

この改正規定は、本会の事務所移転の日（昭和59年6月18日）から施行する。

附 則（昭和60年2月21日）

この改正規定は、昭和60年2月21日から施行する。ただし、第24条第3項の改正規定は、昭和60年9月以後に委嘱される評議員から適用する。

附 則（平成元年3月23日）

この改正規定は、平成元年3月23日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年1月23日）

- 1 この改正規定は、平成2年1月23日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この改正規定の施行日において税制審議会の委員であるものの任期は、第56条第4項の規定にかかわらず平成3年7月に招集される定期総会終了の時までとする。
- 3 税制審議会設置要綱（昭和40年4月8日制定）は、廃止する。

附 則（平成2年4月20日）

この改正規定は、平成2年4月20日から施行し、平成2年4月20日を含む事業年度分の会費から適用する。

附 則（平成4年4月21日）

この改正規定は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、平成4年4月21日を含む事業年度分の会費については、第74条及び第76条の規定にかかわらず、15,600円とあるのを14,400円、1,300円とあるのを1,200円とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成4年7月24日）

- 1 この改正規定は、平成4年7月24日から施行する。
- 2 第44条の改正規定は、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔平成4年9月10日〕から効力を生ずるものとし、当該認可を受けた日から起算して45日を経過する日の属する月以後収納する登録等手数料について適用する。
- 3 第77条の改正規定は、平成4年7月1日以後に各税理士会に入会した者について適用する。

附 則（平成5年4月21日）

この改正規定は、平成5年4月21日から施行する。

附 則（平成7年7月26日）

この改正規定は、平成7年7月26日から施行する。ただし、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔平成7年9月8日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成8年7月23日）

- 1 この改正規定は、平成8年7月23日から施行する。ただし、第44条第4項及び第5項の改正規定は、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔平成8年9月12日〕から効力を生ずるものとし、第74条及び第76条の改正規定は、平成8年7月23日を含む事業年度分の会費から適用する。
- 2 税理士会の平成8年7月末までに納付すべき会費の額は、第74条第2項に基づき納付する会費の額に、同年4月末及び5月末現在における当該会員の数に200円を乗じて得た金額を加算した額とする。

附 則（平成11年1月26日）

この改正規定は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、法第49条の13第2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔平成11年3月15日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成12年3月23日）

この改正規定は、平成12年4月1日から施行する。ただし、法第49条の13第

2項の規定による大蔵大臣の認可を受けた日〔平成12年3月24日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成12年7月25日）

- 1 この改正規定は、平成12年7月25日から施行する。
- 2 第4条の改正規定は、本会の事務所移転の日（平成13年1月22日）から適用する。
- 3 第52条及び第71条の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 4 第76条の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。ただし、当該規定が適用されるまでの間の会費の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月22日）

この改正規定は、平成13年2月22日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、千葉県税理士会設立の日（平成13年4月2日）から適用する。

附 則（平成13年7月26日）

- 1 この改正規定は、平成13年7月26日から施行する。
- 2 第85条の2第1項の規定は、平成13年4月1日以後の事業年度の決算から適用し、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の決算にかかる計算書類の公告については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月18日）

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第26条、第33条から第35条まで、第39条の2、第40条、第43条、第44条、第61条、第62条、第64条から第66条まで及び第89条の改正規定は、法第49条の14第2項の規定による財務大臣の認可を受けた日〔平成14年4月1日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成14年7月25日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月25日から施行する。
- 2 第35条の改正規定は、法第49条の14第2項の規定による財務大臣の認可を受けた日〔平成14年11月14日〕から効力を生ずるものとする。
- 3 第7条の改正規定は、平成15年7月に予定される定期総会において選任される役員から適用する。

附 則（平成15年7月24日）

この改正規定は、平成15年7月24日から施行する。

附 則（平成17年4月21日）

この改正規定は、平成17年4月21日から施行する。ただし、第66条及び第6

7条の改正規定は、法第49条の14第2項の規定による財務大臣の認可を受けた日〔平成17年6月8日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成18年7月25日）

この改正規定は、平成18年7月25日から施行する。ただし、第85条の2第2項に定めるキャッシュ・フロー計算書は、平成19年4月1日に始まる事業年度から作成するものとする。

附 則（平成20年7月24日）

この改正規定は、平成20年7月24日から施行する。ただし、第19条から第21条まで、第25条、第29条、第30条、第32条、第38条、第43条、第45条、第46条、第50条、第59条及び第60条の改正規定は、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔平成20年10月6日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成21年1月22日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月22日から施行する。
- 2 第7条の改正規定は、平成21年7月に予定される定期総会において選任される役員から適用する。
- 3 第58条の2の改正規定は、平成21年7月に予定される定期総会終了の時から適用する。

附 則（平成21年7月23日）

- 1 この改正規定は、平成21年7月23日から施行する。
- 2 第59条の次に一条を加える改正規定は、法第49条の14第2項の規定による財務大臣の認可を受けた日〔平成21年10月8日〕から効力を生ずるものとする。
- 3 第74条及び第76条の改正規定は、平成21年7月23日を含む事業年度分の会費から適用する。

附 則（平成23年7月28日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月28日から施行する。
- 2 第76条の改正規定は、平成23年7月28日を含む事業年度分の会費から適用する。
- 3 第74条の規定により、東北税理士会が負担すべき会費については、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間、これを免除する。

附 則（平成24年4月26日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に有効期限が到来する電子証明書の事務に関しては、当該有効期限までの間は、なお従前の例による。

3 電子認証局は、前項の日以後に主務大臣により公示される廃止の日〔平成25年4月8日〕をもって廃止する。

附 則（平成24年7月26日）

この改正規定は、平成24年7月26日から施行し、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔平成24年9月20日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成26年7月24日）

この改正規定は、平成26年7月24日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、法第49条の14第2項の規定による財務大臣の認可を受けた日〔平成26年9月25日〕から効力を生ずるものとし、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）の施行の日〔平成26年4月1日〕から適用する。

附 則（平成26年10月15日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第34条から第37条、第39条、第41条、第44条、第46条の2、第61条、第61条の2、第62条の2、第65条、第66条及び第67条の2の改正規定は、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔平成27年1月23日〕から効力を生ずるものとする。
- 3 第46条の2の改正規定は、施行日以後に交付された税理士証票について適用し、施行日前に交付された税理士証票の定期交換の申請に関する取扱いについては、常務理事会で定める。

附 則（平成27年4月23日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第93条の改正及び第94条第1項中「税理士及び税理士法人に関する情報」の次に「(特定個人情報等を除く。)」を加える改正については、平成27年10月1日から適用し、第94条第1項中「第3条第1項第6号」の次に「及び第7号」を加え、同条同項に一号を加える改正及び同条第2項の改正については、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第65条から第65条の3までの改正規定は、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔平成27年7月6日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（平成27年7月23日）

この改正規定は、平成27年7月23日から施行する。

附 則（令和元年7月25日）

この改正規定は、令和元年7月25日から施行し、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔令和元年10月24日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（令和2年7月13日）

この改正規定は、令和2年7月13日から施行し、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔令和2年10月14日〕から効力を生ずるものとする。

附 則（令和3年7月20日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月20日から施行する。ただし、第66条及び第67条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第20条、第32条、第66条及び第67条の改正規定は、法第49条の14第2項に規定する財務大臣の認可を受けた日〔令和3年11月17日〕から効力を生ずるものとする。